

現 場 説 明 書

工 事 名 大原林道改良工事

工事場所 岩手県奥州市衣川字二又岳国有林 36 林班外

東 北 森 林 管 理 局
岩手南部森林管理署

1 施行位置

(1) 工事現場までの経路

上菅生沢西バス停より県道49号を北東へ 4.3km 進み左折、2.8km 進むと大原林道の起点に着く。起点より 5.1km 進んだ地点が工事起点である。

(2) 最寄り駅等から現場までの距離

起 点	距 離	起 点	距 離
岩手南部森林管理署	32.4km		
奥州市衣川総合支所	16.9km		
上菅生沢西バス停	12.2km		

2 施工上留意すべき事項

(1) 支障木の処理方法について

該当なし

(2) 保安林等について

該当なし

(3) 他事業との関連について

該当なし

(4) 民地並びに民地施設との関連について

工事施工箇所手前に水道施設及び接続する市道については管理者の奥州市とは調整済みである。

(5) 安全上の注意について

ア 労働基準法、労働安全衛生法、道交法、建設業法、その他諸法規を遵守すること。

イ 別紙「労働災害の未然防止についてのお願い」についても留意されたい。

(6) 余切りについて

余切り量は、林地開発規制、環境保全対策上の残土処理に大きな影響を及ぼすため発生をできるだけ少なくするよう注意されたい。

(7) その他

ア 丁 張

切取箇所では土質区分の明確でない断面については、土工標準図に示された勾配の逆丁張りにより法頭を決定し、施工途中で岩盤等が露出した場合は更にその土質にあった勾配の逆丁張りにより、その法頭を決定する。

イ 緑化工

種子吹付工については、発芽状態の不良な個所がある場合は補充吹付け等を行い、生育後において施工面を覆う状態にしなければならない。

(8) 現場代理人の兼務について

該当なし

3 契約約款との関連

(1) 契約約款第13条第2項に基づき検査を受けて使用すべきものと指定する工事材料

ア 鉄 筋 証明書による確認

イ 杭 類 径、長さ、品質

ウ アンカー ボルト 径、長さ、品質

(2) 契約約款第14条第1項事項に基づき監督職員の立ち会いのうえ調合し又は調合について見本検査を受けるものと指定する工事材料

ア レディーミストコンクリート 品質、規格

イ 現場練りコンクリート 配合比率、品質、規格

ウ 調 合 ペ イ ン ト 品質、規格

エ 種 子 配合比率、品質、規格

(3) 支給材料及び貸与品について

契約約款第15条第1項の「支給する工事材料及び貸与する建設機械器具」は次のとおりとする。

該当なし

(4) 契約約款第16条第1項による「工事用地」の位置

大原林道 二又岳国有林36林班

利用区域が常に明確に識別できるよう、周囲の主要な箇所に境界標及び見やすい適当な箇所に標識を設置すること。

4 橋名板の記入および取付方法

林道起点側 右 (終点に向かって)	森 林 管 理 署 名
“ ” 左 (“ ”)	漢 字 橋 名
林道終点側 右 (起点に向かって)	竣 工 年 月 日
“ ” 左 (“ ”)	ひ ら が な 橋 名

5 鋼桁の使用について

耐候性鋼材を使用するため、塗料が不要となったので、取り扱いにあたっては、次のことに注意すること。

- (1) 運搬・架設にあたっては十分注意し、きずをつけないようにすること。
- (2) コンクリート等によるよごれは、ただちにブラシにより洗浄すること。
- (3) 排水管は塗装すること。

6 火薬庫等の取扱いについて

設置した事実に基づいて、設計変更で処理する。

7 現道補修について

- (1) 施工区間 自 大原林道 起点
至 大原林道 5.5km 地点
- (2) 路盤材補修 材料名：碎石、規格：RC-40
- (3) 路盤材補充の場合、数量の確認資料を提出しなければならない。
- (4) 現場補充区間の工事写真は、施工前の状況及び施工後の状況を撮影の上、提出しなければならない。
- (5) 補修区間の起終点には必要に応じてバリケードを設置すること。
- (6) 作業中は安全を確保しながら、他の交通を妨げないものとする。
- (7) 指定仮設費に準ずるものとして設計変更の対象とする。
- (8) 監督職員が別途指示する場合は、その内容によること。

8 工事看板等の設置

- (1) 工事看板等又は工事を周知する掲示物は、地元住民や通行車から認知される場所に設置し、工事の実施に関し周知させること。

- (2) 工事看板は木製工事用看板枠工を標準とし、「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を明記すること。
- (3) 監督職員が別途指示する場合は、それによること。

9 契約の保証について

入札説明書、入札注意書、契約約款のとおり。

なお、予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

10 前金払について

受注者は、約款第 34 条第 1 項の前払金の支払について、請負代金額 300 万円以上の場合にあっては請求することができるが、請負代金額 300 万円未満の場合にあっては請求できないものとする。

11 元請・下請関係の合理化について

工事の適性かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者に役割に応じた責任を明確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払いをできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は 120 日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めなければならない。

12 再生資源利用計画書について

特記仕様書「建設工事に係る資材の再資源化等について」に規定する「再生資源利用計画書」は、別表イの「再生資源利用計画書―建設資材搬入工事用―」と別表ロの「再生資源利用促進計画書―建設副産物搬出工事用―」である。

13 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について

特記仕様書「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について」に規定する所定の様式は、様式―1「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況」と様式―2「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」である。

14 間伐材、合法性・持続可能性を証明された木材の利用促進について

特記仕様書「木材の調達に関する特記仕様書」に規定する木材の合法性、持続可能性の証明書は、様式―3、様式―4、様式―5、様式―6を参考とし任意の書式で提出しなければならない。

15 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 支出負担行為担当官（分任官含む）が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）

妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

16 土木工事の工期に係る余裕期間について

本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和7年5月25日(工事着手日の前日)まで余裕期間を見込んでいます。なお、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。

また、入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとする。

余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事に着手できるものとする。なお、協議の際には、施工計画書の変更にに基づき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届出るものとする。

17 工事に使用する資材価格等の公表について

本工事に使用する資材等のうち、東北森林管理局経理課及び局ホームページで価格を公表していない資材等の種類、品質、規格、寸法等については、下表のとおりとする。

資 材 等 の 価 格 の 公 表

資材、工種等名称	規格・寸法等	備 考
別紙のとおりとする		

18 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

19 施工体制台帳の作成及び提出について

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合には、その下請金額にかかわらず、

建設業法に規定する施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出すること。

20 電子納品について

受注者は、標準仕様書 3-1-1-7 に規定する工事完成図書を納品しなければならない。
ただし、電子納品の範囲等については監督職員と協議により決定することとする。

21 建設業退職金共済制度について

(1) 受注者は、特記仕様書に規程することのほか、工事完成後には標準仕様書 1-1-1-47 に規程する掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提出すること。

(2) 受注者は掛金納付を証紙貼付方式により行った場合は、変更契約による増額又は増工により、対象労働者の就労日数が増加したこと等により、掛金充当に必要な共済証紙が不足した場合には必要な日数の共済証紙を追加購入するとともに、当該購入に係る掛金収納書を工事完成までに提出すること。

また、工事完成時には工事別共済証紙受払簿を監督職員に提出すること。

(3) 受注者は掛金納付を電子申請様式により行った場合は、変更契約による増額又は増工により、対象労働者の就労日数が増加したこと等により、掛金充当に必要な退職金ポイントが不足した場合には必要な日数の退職金ポイントを追加購入するとともに、当該購入に係る掛金収納書を工事完成までに提出すること。

22 建設発生土の搬入

該当なし。

共通単価の補正事項

補正事項		補正の有無 (○・×)	補正内容	補正係数	加算額	備考
通勤補正		×	直接工事費の 労務費		-	
冬期補正		×	労務費		-	
機械損料補正		○	豪雪地域割増	1.10	-	
コンクリート レディーミクスト	地域補正	×	地域割増	-		
	小型車補正	×	小型車割増	-		
	冬期補正	×	冬期割増	-		
週休2日補正		○	直接工事費の 労務費	1.05	—	補正係数
		○	直接工事費の 機械経費(賃料)	1.04	—	補正係数

諸経費等の補正事項

工種区分：鋼橋架設工事

工 種	諸 経 費	補 正 事 項	補正率・係数	備 考
	共通仮設費	地域補正	1.3	
	共通仮設費	被災地補正	1.3	
	共通仮設費	週休2日補正	1.04	補正係数
	現場管理費	地域補正	1.0	
	現場管理費	冬期補正	%	
	現場管理費	被災地補正	1.1	
	現場管理費	週休2日補正	1.06	補正係数
	一般管理費	契約補正	0.04	
	一般管理費	前払金補正	%	

今回の工事は橋梁の修繕・再塗装が主目的ではなく、PCB含有塗膜処理とその処分である。

そのことから、国土交通省の「公共建築工事共通費積算基準」に準拠することとし、産廃処分費は共通仮設費率および現場管理費率の対象計算から控除し、一般管理費率は対象計算とする。

労働災害の未然防止について

東北森林管理局

当局の発注する林道及び治山工事における労働災害の防止については、労働安全衛生諸法令等に基づき積極的に取り組んでいただいているところですが、今後とも労働災害の未然防止のため、特に次の事項について現場作業員各人まで徹底されるようお願いします。

1 工事現場における安全について

- (1) 諸法令等を遵守し、常に安全に留意して現場管理を行うこと。
- (2) 墜落、物の飛来等による危険の防止措置を的確に行うこと。
- (3) 退避場所、避難方法等を徹底し、習慣化に努めること
- (4) 保護具の完全着用と諸施設の点検・整備に努めること。
- (5) 車両系建設機械については、作業時はもとより、積み卸し、自走による移動時等においても、安全作業の徹底に努めること。
- (6) 火薬類、油脂燃料の保管・取扱いには、万全を期すこと
- (7) 安全上必要な場合は、関係者はもとより部外者に対しても、立入禁止、危険箇所等の表示等適切な措置を講ずること。
- (8) 仮設宿舎、休憩所等の設置に当たっては、土砂崩壊、地盤決壊、土石流等の危険に十分留意すること。

2 林道等の通行について

工事箇所に通じる林道等の通行に当たっては、安全運転に努めるとともに、他事業における利用者と十分な意思疎通を図り、円滑な運行に努めること。

3 異常気象時の措置について

- (1) 台風、豪雨等により危険が予測される場合は、情報の収集に努めるとともに、作業の中止、避難、下山等の判断を早期かつ確実に行うこと。
- (2) 台風、豪雨等の後の作業再開に際しては、事前に作業現場の見回りを行うなど安全の確保を図ること。

4 土石流対策について

土石流の発生・到達するおそれのある現場においては、「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」等に基づく安全対策を講ずること。

5 その他

- (1) 現場内への資材納入業者及びその従業員に対しても、安全上の指導と協力を要請すること。
- (2) 山火事防止のため、火気の取扱いには十分注意すること。
- (3) 工事の開始に当たっては、森林管理局・署等や関係機関と必要に応じて打合わせをすること。

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	請負者名	
項 目	評 価 内 容	備 考
☐ 高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	☐ 施工規模	象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度
	☐ 構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事
	☐ 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 各種調査等の工事
	☐ 自然条件等	特殊な土壌。地質の影響 湧水、地下水の影響 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 資材運搬の制限の影響 動植物等への配慮、山林砂防工の適用の有無
	☐ 社会条件等	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 周辺住民、周辺環境、景観への配慮対策 廃棄物処理 現道上の交通規制
	☐ 現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化の対応
	☐ その他	
☐ 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	☐ 準備・後片付け	
	☐ 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫 自然環境への影響軽減の工夫
	☐ 品質関係	
	☐ 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	☐ 施工管理関係	
	☐ その他	
☐ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	☐ 地域への貢献等	域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

1. 該当する項目に□にレマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

様式－2

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名				／
項 目		評価内容		
提 案 内 容				
(説 明)				
(添 付 図)				

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。

様式－３【伐採段階（森林所有者）の証明書の例】

証明書番号

平成 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林であり、森林の伐採に関する法令に照らして合法に手続を行っているものであることを証明します。

記

- 1 物件（森林）所在地：
- 2 伐採面積
- 3 樹種
- 4 数量
- 5 その他 ：（納品書等があればその旨を記入）

* 本様式による証明書の作成に代えて、伐採届や伐採許可書等の写しを引き渡すことで証明書とすることも可能です。

* 合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

様式－４【伐採段階（素材生産業者）の証明書の例】

証明書番号

平成 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された原木です。

記

- 1 樹種
- 2 数量
- 3 その他 ＝（納品書等があればその旨を記入）

* 業界団体の認定を得て行う証明の場合に記載する。認定番号を記載することで、団体行動規範に基づく分別管理、書類管理、情報公開等の適切な実施が担保されていることを示す。

* 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

* 合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

様式－５【加工・流通段階の証明書の例】

証明書番号

平成 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原料としております。

記

- １ 品目
- ２ 数量
- ３ その他 ：（納品書番号等を記入）

* 業界団体の認定を得て行う証明の場合に記載する。認定番号を記載することで、団体行動規範に基づく分別管理、書類管理、情報公開等の適切な実施が担保されていることを示す。

* 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

* 合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

様式－6【納入段階の証明書の例】

証明書番号

平成 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原料としております。

記

- 1 品目
- 2 数量
- 3 その他：（納品書番号等を記入）

* 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

* 合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

別紙

資材等の価格の公表

資材、工種等名称	規格・寸法等	備 考
再生碎石	RC-40 0～40mm	採用単価 見積による 6,500円/m3
産業廃棄物処分費	無筋コンクリート殻	採用単価 見積による 1,200円/ t
PCB含有廃ブラスト処分費	3450kg（見込み）留蔵橋	採用単価 見積による 2,925,000円/一式
PCB含有廃ブラスト運搬費	留蔵橋	採用単価 見積による 433,333円/一式
PCB含有廃ブラスト処分費	2130kg（見込み）高桧能沢橋	採用単価 見積による 1,798,333円/一式
PCB含有廃ブラスト運搬費	高桧能沢橋	採用単価 見積による 433,333円/一式
オープンドラム缶	200L 運搬費含む	採用単価 見積による 27,000円/本
塗替塗装	素地調整、1種ケレン	採用単価 市場単価による （令和 7 年 1 月号採用）
研削材及びケレンかす回収積込工		採用単価 市場単価による （令和 7 年 1 月号採用）
塗替塗装（下塗り）	有機ジンクリッチペイント スプレー 600g×1層	採用単価 市場単価による （令和 7 年 1 月号採用）
塗替塗装（下塗り）	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 スプレー 240g×2層	採用単価 市場単価による （令和 7 年 1 月号採用）
塗替塗装（中塗り）	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 スプレー 淡彩 170g×1層	採用単価 市場単価による （令和 7 年 1 月号採用）
塗替塗装（上塗り）	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 スプレー 淡彩 140g×1層	採用単価 市場単価による （令和 7 年 1 月号採用）
使い捨て化学防護服	JIS T 8115：2015適合	採用単価 物価資料による
化学防護手袋	JIS T 8116 1 2 双入り/袋	採用単価 物価資料による
シューズカバー		採用単価 物価資料による
防塵防毒マスク	1 5 2 1 HG型	採用単価 見積による 24,420円/個

資材等の価格の公表

資材、工種等名称	規格・寸法等	備 考
防塵防毒マスク用 吸収缶防塵フィルター	RDG-5型	採用単価 見積による 1,113円/個
電動ファン付呼吸用保護具	BL-711H-03	採用単価 物価資料による
フィルター	BRD-82型	採用単価 物価資料による
配線用遮断器損料	BCW-100、極数3 電圧100-200-415、フレーム100 単価×損傷率0.0639%	採用単価 別途積算による 5円/日
屋外スイッチボックス損料	OAS・OAB12-1525 W150×H250×D120 単価×損傷率0.0639%	採用単価 別途積算による 3円/日
600Vビニル絶縁電線（IV）損料	断面積22mm ² 、15m標準 単価×15m×損傷率0.0639%	採用単価 別途積算による 4円/日
硬質ビニル電線管（IV）損料	36mm 単価×損傷率0.0639%	採用単価 別途積算による 1円/日
連結式設置棒	φ10×1500mm	採用単価 物価資料による
吊足場損料	タイプA3 総月数1.2ヶ月 留蔵橋	採用単価 別途積算による 636円/m ²
床面シート損料	総月数1.2ヶ月 留蔵橋	採用単価 別途積算による 95円/m ²
吊足場損料	タイプB（両側朝顔） 総月数1.2ヶ月 留蔵橋	採用単価 別途積算による 60円/m ²
板張保護工損料	総月数1.2ヶ月 留蔵橋	採用単価 別途積算による 132円/m ²
シート張防護工損料	総月数1.2ヶ月 留蔵橋	採用単価 別途積算による 50円/m ²
吊足場損料	タイプA3 総月数1.3ヶ月 高桧能沢橋	採用単価 別途積算による 689円/m ²
床面シート損料	総月数1.3ヶ月 高桧能沢橋	採用単価 別途積算による 103円/m ²
吊足場損料	タイプB（両側朝顔） 総月数1.3ヶ月 高桧能沢橋	採用単価 別途積算による 65円/m ²
板張保護工損料	総月数1.3ヶ月 高桧能沢橋	採用単価 別途積算による 143円/m ²
シート張防護工損料	総月数1.3ヶ月 高桧能沢橋	採用単価 別途積算による 55円/m ²

資材等の価格の公表

資材、工種等名称	規格・寸法等	備 考
養生設備損料・組立解体費		採用単価 別途積算による 502円/m2
ポリマーセメントモルタル	左官工法用（コテ塗り）	採用単価 物価資料による
簡易型セキュリティルーム	W1500×L4500×H2000	採用単価 物価資料による
エアシャワー	6.0m3/min	採用単価 見積による 155,000円/ 台/月
サポート料		採用単価 見積による 60円/ 台/日
基本料		採用単価 見積による 33,000円/台
1次フィルター販売	エアーシャワー用	採用単価 見積による 2,200円/枚
HEPAフィルター	エアーシャワー用	採用単価 見積による 60,000円/枚
チャコールフィルター	エアーシャワー用	採用単価 見積による 13,000円/枚
エアシャワー取寄		採用単価 見積による 50,000円/回
エアシャワー返送		採用単価 見積による 50,000円/回
ベビーコンプレッサ	1.1kw	採用単価 見積による 38,000円/組
サポート料		採用単価 見積による 90円/ 台/日
基本料		採用単価 見積による 2,600円/台
エアホース	8.5mm×30mドラム	採用単価 見積による 10,500円/ 台/月
サポート料		採用単価 見積による 50円/ 台/日
基本料		採用単価 見積による 7,000円/台
負圧除塵装置	5/7m3/min	採用単価 見積による 85,000円/ 台/月

資材等の価格の公表

資材、工種等名称	規格・寸法等	備 考
サポート料		採用単価 見積による 60円/ 台/日
基本料		採用単価 見積による 44,000円/台
1 次フィルター販売	除塵装置用	採用単価 見積による 900円/枚
2 次フィルター販売	除塵装置用	採用単価 見積による 18,000円/枚
HEPAフィルター	除塵装置用	採用単価 見積による 65,000円/枚
チャコールフィルター	除塵装置用	採用単価 見積による 8,000円/枚
P E T クリアダクト 排気用	300 φ /10m	採用単価 見積による 18,000円/本
ダクトバンド	300 φ	採用単価 見積による 12,000円/個
除塵装置 取寄		採用単価 見積による 40,000円/回
除塵装置 返送		採用単価 見積による 40,000円/回